

## 公 告

平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた世帯について、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）の認定を解除する。

平成25年3月12日

福島県知事



- 1 長期避難世帯の認定を解除する区域  
福島市伏拝字沼ノ上2番地の264、265、476、480、554、559、560、575から578まで、584、624から626まで及び628
- 2 長期避難世帯の認定を解除した日  
平成25年3月1日